

貿易関係証明申請者登録について

(個人事業者用)

貿易関係証明の発給のためには、商工会議所の会員・非会員を問わず申請者としての貿易登録が必要になります。また、更新の場合も一部を除いて、登録時と同じ書類を提出していただく必要があります。

A. 登録のために必要な典拠書類

●個人事業者の登録に必要な書類

提出書類	備考	
①貿易関係証明に関する誓約書 (申請者向け／代行業者向け)	・必要事項を記入(横判でも可)し、会社印と代表者印を押印する。 ※裏面(英文)は記入不要。	商 工 会 議 所 よ り 配 布
②貿易関係証明申請者登録台帳 【表面】業態内容届 【裏面】署名届	・署名はすべて肉筆で記入すること。 ・署名届に登録するサイナーの人数が一枚に収まりきらない場合、会議所窓口で所定の用紙を入手する。(会議所からメールに添付して送付することも可) ・代行業者の場合、署名届は記入不要。	
③住民票	・3ヵ月以内に発行された原本。	各 自 で 手 配
④印鑑証明書	・個人名義で3ヵ月以内に発行された原本。	
⑤個人事業者であることの証明資料 →右記の書類の <u>どちらか</u> を提出	・税務署に提出した「開業届」のコピー ・「納税証明書」(事業税)のコピー ※更新の場合は省略可	

●登録に際しての注意事項

- ・函館商工会議所への貿易登録及び更新手数料
本所会員：無料 本所非会員：11,000円(税込)
- ・登録の有効期限は誓約書に記載された日付から2年間となります。
(例)登録：2021年4月1日 → 有効期限：2023年3月31日
- ・代行業者は貿易登録された申請者に代わって申請事務を行う権限のみを有しているため、代行業者名での書類作成、署名等はできません(署名届への記入も不要)。また、申請者と代行業者との間の代行契約には、商工会議所は拘束されないものとします。
- ・函館商工会議所への登録内容を流用して他の商工会議所で発給を行うことはできません。また、他の商工会議所に貿易登録しているという理由で函館商工会議所に発給を申請することもできません。

B. 条件により必要な典拠書類

●函館商工会議所管轄区域外、または他の商工会議所・商工会に所属している場合

提出書類	備考
所属商工会議所・商工会の会員証明書	・他の商工会議所に所属している場合に提出。
貿易関係証明申請者の地区外登録について	・地区外で登録する事情を具体的に明記した理由書 ・函館商工会議所窓口でひな型を配布（メール添付可）

●個人事業者が外国人の場合

→下記のいずれかの書類を提出

提出書類	備考
在留カードの <u>両面</u> コピー	・特別永住者の方は「特別永住者の証明書」の両面コピー。
パスポートのコピー	・氏名、在留資格、在留期限（満了日）が記載されたページを提出。
住民票	・国籍、地域、在留資格、在留期間（満了日）が記載されていることを確認。 ・3ヵ月以内に発行された原本。

●代表者が特定の資格を有することが設立要件となる法人の場合（弁護士、税理士、公認会計士、弁理士など）

提出書類	備考
所属団体発行の資格証明書（原本）	

●中古品を取り扱う場合

提出書類	備考
「古物商許可証」のコピー	・法人名義で各都道府県の公安委員会が発行しているもの

●法人格のない団体（任意団体）の登録

提出書類	備考
当局の許可がある場合には認証の写し	・登記事項証明書に代わる典拠書類等として、左記の種類を提出。
定款または団体規約	
役員名簿	
直近年度の事業報告書・収支決算書	
当該年度の事業計画書・収支予算書	